平成九年九月五日農林水産省告示第千四百号（二に係るものに限る。）、平成九年九月五日農林水産省告示第千四百一号（一に係るものに限る。）、平成十年一月十二日農林水産省告示第二十五号、平成十年五月二十七日農林水産省告示第八百五十七号

㈡　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

二㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県伊豆の国市（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県伊豆市・沼津市・駿東郡小山町（以上二市一町について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

伊豆市・小山町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十年五月二十七日農林水産省告示第八百六十号（一に係るものに限る。）、平成十年五月二十七日農林水産省告示第八百五十八号（二に係るものに限る。）

㈡　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに関係市役所及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県津山市加茂町**楢**井字大倉八〇〇、字井上一一一八の一、字長治郎一一一九、一四八〇

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字井上一一一八の一、字長治郎一一一九、一四八〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町木頭助字東蝉谷一八から二一まで、二四から二六まで、二七の一、四八の二、八四から八六まで、八八の一から八八の三まで、八九、九一、九二、九四、九九から一〇六まで、一〇九、一一三、一一四、一一八、一二九、一三〇、一三一の一、一三二、一三六、一三八、一三九、一四〇の一、一四〇の二、一四一から一四七まで、一四九、一五〇の一、一五一から一五三まで

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好市池田町白地ノロウチ一〇四〇の一、一〇四〇の二、西祖谷山村坂瀬二〇四の一、二〇四の二、二二二の六、西祖谷山村下名二〇四の一、二〇四の二、二〇五、二〇六、二三二の一、二三五、西祖谷山村田ノ内五四九、五五〇、五五〇の二、五五一の一、五五一の二、七九〇の二、七九四の一、七九四の二、八〇三の三、八〇七の一

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

ノロウチ一〇四〇の一・一〇四〇の二・西祖谷山村下名二〇四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇四の二、二〇五・二〇六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二三二の一、二三五

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁並びに三好市役所及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）